

平成26年1月10日

周南社協要綱第98号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会
法人成年後見人等受任要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が受任する法人成年後見業務（以下「後見業務」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(業務の趣旨)

第2条 後見業務は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等意思決定が困難な者の判断能力を補うため、本会が成年後見人、保佐人又は補助人（以下「法定後見人等」という。）となることにより、成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「被後見人等」という。）の財産管理及び身上監護を行い、その権利を擁護することを趣旨とする。

(対象者)

第3条 後見業務受任の対象者は、周南市内に在住し、他に適切な法定後見人等が得られない者とする。

2 後見業務受任の対象者は、前項に定める要件のほか、次の各号のいずれかの要件を満たす者とする。

(1) 地域福祉権利擁護事業の利用者であって、地域福祉権利擁護事業では対応が困難であると判断されるもの

(2) 周南市長が後見、保佐又は補助の開始の審判を申し立てた者

(3) その他特別な事由により必要があると本会会長が認める者

(後見人等の選任の承認)

第4条 本会は、家庭裁判所が、前条の要件に該当する者について、本会を法定後見人等として選任しようとするときは、特別の事情がない限りこれを承認するものとする。

(財産目録の調製等)

第5条 本会は、法定後見人等に就任したときは、速やかに財産調査を行い、財産目録を調製するとともに、財産管理計画及び身上監護計画を策定する。

(居所の訪問)

第6条 本会は、前条の規定により作成した計画に基づいて後見業務を行うとともに、適宜に被後見人等の居所を訪問し、安否の確認並びに心身の状態及び生活の状況の把握に努めるものとする。

(財産の保管)

第7条 被後見人等の財産のうち、動産類や権利証等の重要書類は、原則として、本会が契約する金融機関の貸金庫において保管する。ただし、次の各号に掲げるものは本会事務所に備える耐火性の金庫に保管することができる。

(1) 現金

(2) 預貯金通帳（日常的に使用するもの）

(3) 銀行印

(4) その他前各号に準ずると本会が認めるもの

(費用)

第8条 後見業務に要する費用については、被後見人等の負担とする。やむを得ない事情により本会の財産から立て替えて費用を支出した場合は、これを求償することができるものとする。

(台帳の整備)

第9条 本会は、後見業務の処理の状況を記録するため、被後見人等について個人ごとに台帳を整備しなければならない。

(従事職員の指定等)

第10条 本会は、福祉に関して専門の知識又は経験を有する職員の中から、後見業務に従事する職員を指定する。

2 本会は、従事職員の指示を受けて、被後見人等の日常生活等従事職員の業務を補助する成年後見支援員を置くことができる。

(報酬付与審判の申立て)

第11条 本会は、後見業務の報酬について、被後見人等の財産状況に応じて、家庭裁判所に報酬付与の審判を申し立てることができる。

(類型の移行の申請)

第12条 本会は、被後見人等について、判断能力の程度に変化があったと認める場合において必要があるときは、当該被後見人等が、成年被後見人である場合にあっては保佐開始又は補助開始の審判を、被保佐人である場合にあっては後見開始又は補助開始の審判を、被補助人である場合にあっては後見開始又は保佐開始の審判を、それぞれ家庭裁判所に申し立てることができる。

(辞任)

第13条 本会は、被後見人等が周南市外に転出し、又はその他の特別な事由により後見業務を継続して行うことが困難となったときは、家庭裁判所の許可を得て法定後見人等を辞任することができる。この場合において、当該被後見人等について必要があると認めるときは、当該被後見人等の住所を管轄する家庭裁判所に法定後見人等の選任を申し立てるものとする。

(後見業務の終了)

第14条 本会は、被後見人等が次の各号のいずれかに該当するときは、後見業務を終了するものとする。

(1) 被後見人等が死亡したとき。

(2) 後見、保佐又は補助の開始の審判が取り消されたとき。

(3) 本会が適切な後見業務の遂行に支障があると判断し、辞任の許可の申立てを行い、家庭裁判所により辞任を許可する審判がなされたとき。

(4) 本会が法人組織を解散したとき。

(秘密の保持)

第15条 後見業務に携わる者は、業務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(雑 則)

第 16 条 この要綱の実施について必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。